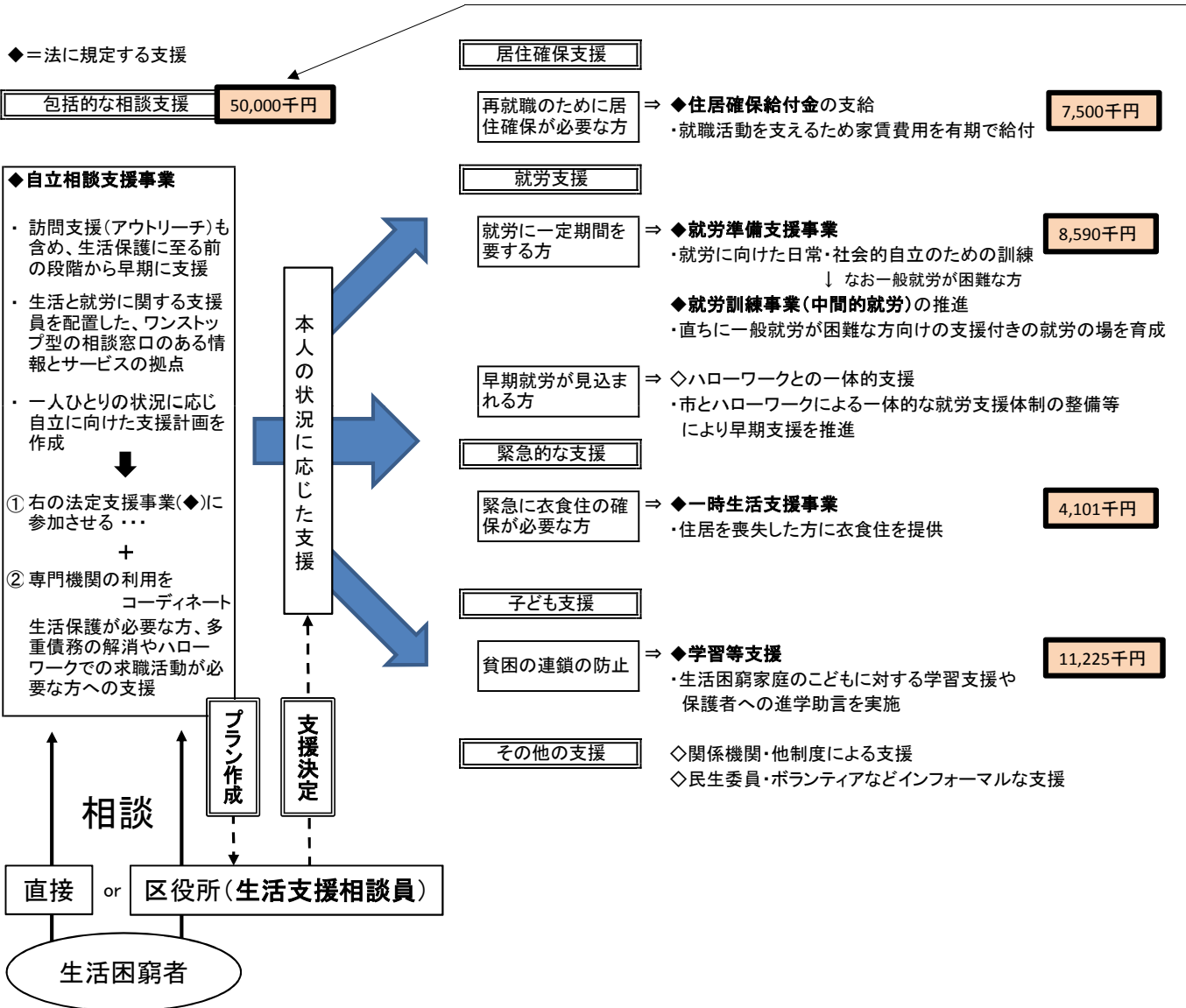


生活困窮者自立支援制度の支援イメージ

【27年度の展開予定】



【26年度の実施状況】

- ◆「生活困窮者自立促進支援事業」(モデル事業)
・新潟県労働者福祉協議会に委託し、中央区にパーソナルサポートセンターを開設
・相談員等5人で関係機関と連携し、併走型の支援を実施
- ◆「住宅支援給付事業」
・相談、申請を新潟市社会福祉協議会に委託し、福祉事務所が支給決定、給付
・住宅喪失者に最長9か月の家賃を補助。併せてハローワークと連携し就労支援を実施
- ◆「生活困窮者自立促進支援事業」に含めて実施
・試行的かつ小規模のため上記事業に含んで実施
・パーソナルサポートセンターが軽作業への従事をNPO法人等へ依頼
- ◆「緊急一時宿泊事業」 ※27年度は2事業を統合
・シェルターが利用できない場合などホテル一室を借り上げ室料を負担
- ◆「ホームレス支援事業補助金」
・ホームレスを一時的に保護するため、支援団体が賃借しているアパートの家賃を補助
- ◆「子どもの健全育成事業」
・新潟市社会福祉協議会に委託し、北・東・中央・西区を会場に中学生の学習会を実施
・中央・西区は、さらに教育支援員を配置し、家庭訪問により親への支援も実施